

講義概要

近時、従来とは異なる新しいルールを前提としたビジネス・モデルが発生している。そのようなビジネスによって引き起こされる知的財産紛争は、紛争の本質、解決手法などの点において従来型と大きく異なる。

新しい技術分野では、伝統的な知的財産権法における解釈や判断手法によっては、適正・公平な紛争解決を導くことが困難な事案も少なくない。

本講義では、このような観点から、従来とは異なる観点からの紛争解決を導いた最高裁、知財高裁の特許権・著作権に関連した裁判例を中心として、その特徴を解説する。

一例として、次の裁判例

- ◆ 知財高裁平成30年4月13日(ピリミジン誘導体事件)
- ◆ 特許権の存続期間延長登録・最高裁第3小法廷平成27年11月17日(ベバシズマブ遺伝子組換え・アバスチン事件)
- ◆ 特許権の効力の範囲に関する判例・知財高裁平成29年1月30日大合議判決(オキサリプラチン事件)
- ◆ 医薬品事件・東京地裁平成25年2月28日(ピオグリタゾン、 α -グルコシダーゼ阻害剤事件)
- ◆ プロダクト・バイ・プロセス・クレーム事件高裁判決平成27年6月5日(プラバスタチンナトリウム事件)
- ◆ 均等論・最高裁平成29年3月24日判決(マキサカルシトール事件)
- ◆ 訂正の再抗弁・最高裁平成29年7月10日(シートカッター事件)

- ◆ その他著作権事件・知財高裁平成22年10月13日判決(美術品鑑定書事件等)